

宍粟市障害者（児）日中ショートステイ支援費支給要綱

平成18年10月20日告示第180号

改正

平成24年 3月30日告示第42号

平成25年 3月29日告示第25号

平成26年 3月31日告示第41号

平成27年 3月31日告示第51号

平成27年12月28日告示第126号

宍粟市障害者（児）日中ショートステイ支援費支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者（児）の日中における見守り及び活動の場の確保並びに日常的に障害者（児）を介護する家族の一時的な休息を目的とした日中ショートステイの実施及びその利用に要する費用の一部を支援費として支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者等）

第2条 日中ショートステイの利用対象者は、日中において自宅で監護する者がいないため、一時的に見守り等が必要と認められる65歳未満の市内の障害者（児）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- （1） 介護保険制度適用者
- （2） 感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれのある者
- （3） 精神障害があり、他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者
- （4） 疾病等により医療機関に入院して医療を受ける必要がある者

（事業の実施）

第3条 日中ショートステイは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に基づく障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等から、宍粟市障害者（児）地域生活支援事業に関する規則（平成19年規則第18号）に基づき、市が事業者を指定することにより実施するものとする。

（利用定員及び職員等の配置）

第4条 前条の規定により市の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が日中ショートステイを実施する場合における利用定員は、総合支援法に基づく障害福祉サービス短期入所事業における施設の入所及び通所定員並びに居室の定員を超えない程度とする。

2 日中ショートステイの実施における職員等の配置は、総合支援法に基づく障害福祉サービス短期入所事業における人員配置基準に準じるものとする。

（契約の締結）

第5条 指定事業者は、日中ショートステイの開始に際して、利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、日中ショートステイの内容確認を行い、実施についての契約を締結するものとする。

(利用日数)

第6条 日中ショートステイの利用日数は、別表第1のとおりとする。この場合において、利用時間が、4時間以下を1/4日、4時間を超えて8時間以下を2/4日、8時間を超える時間を3/4日として計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用希望者が、総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用している日若しくは時間帯又は他の施策等によるサービス等を利用している日若しくは時間帯は、日中ショートステイを利用することはできない。

(支給申請等)

第7条 日中ショートステイを利用しようとする者は、障害者(児)日中ショートステイ支援費支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、障害者(児)の状況や他のサービスの利用状況、その他支給決定に必要な事項を審査し、その結果を障害者(児)日中ショートステイ支援費支給決定(却下)通知書(様式第2号)により前項の申請を行った者に通知するものとする。なお、支給決定有効期間は、総合支援法に基づく介護給付費等の更新時期に準ずるものとする。

3 市長は、前項の支給決定をしたときは、障害者(児)日中ショートステイ支援費受給者台帳(様式第3号)を作成し、その写しを指定事業者に送付するとともに、障害者(児)日中ショートステイ支援費受給者証(様式第4号。以下「受給者証」という。)を支給決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)交付するものとする。

4 利用者は、受給者証を紛失又は破損したときは、障害者(児)日中ショートステイ支援費受給者証再交付申請書(様式第5号)により再交付を申請しなければならない。

5 市長は、第3項による支給決定後に、総合支援法に基づく障害支援区分判定審査会において利用者の障害支援区分が変更されたときは、職権により障害支援区分の変更を行うことができるものとする。

(支給量等の変更の届出)

第8条 利用者は、前条の規定により決定された支給量等について、変更しようとするときは、障害者(児)日中ショートステイ支援費支給量等変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、変更内容を審査し、その結果を障害者(児)日中ショートステイ支援費支給量等変更決定(却下)通知書(様式第7号)により利用者へ通知するものとする。

(支給決定に関する事項の変更の届出)

第9条 利用者が、支給決定期間内において、次の各号に定める事項を変更したときは、変更内容を証する書類及び受給者証を添えて、速やかに障害者(児)日中ショートステイ支援費申請内容変更届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、市が公簿等によって確認できる場合においては、変更内容を証する書類の添付を省略することができる。

(1) 利用者等の居住地及び連絡先

(2) 障害児の場合は障害児の氏名、保護者との続柄

(3) 負担上限月額算定のために必要な事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、受給者証にその旨を記載し、利用者に返還するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。

(2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなった又は援護の実施者でなくなったとき。

(3) 利用の要否に係る調査に応じないとき。

(4) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、障害者(児)日中ショートステイ支援費支給決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。ただし、前項第2号の規定により取り消した場合は除く。

(利用の費用及び支給額)

第11条 利用に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 支援費の支給額は、前項の費用の額から次条に規定する利用者の負担額を差し引いた額とする。

(利用者の負担等)

第12条 利用者は、前条第1項の費用の額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を負担するものとする。ただし、総合支援法による福祉サービスの利用者負担上限額を上限とする。

2 前項の負担のほか、指定事業者で定める食費等の費用は、全額利用者の負担とする。

(報告)

第13条 指定事業者は、業務終了ごとに、提供したサービスについて利用者に確認を得ることとし、月単位で作成した障害者(児)日中ショートステイサービス提供実績記録票(様式第10号)を市長に提出をしなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日告示第42号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第25号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第41号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第51号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第126号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

利用を希望する時間（日）及び回数	利用できる日数（1か月あたり）	左記日数の算出根拠
1 / 4日×週4回未満	4日 / 月	1 / 4日×週3回×4.3週 + 1日
1 / 4日×週4回以上	6日 / 月	1 / 4日×週4回×4.3週 + 2日
2 / 4日×週4回未満	7日 / 月	2 / 4日×週3回×4.3週 + 1日
2 / 4日×週4回以上	10日 / 月	2 / 4日×週4回×4.3週 + 2日
3 / 4日×週4回未満		3 / 4日×週3回×4.3週 + 1日
3 / 4日×週4回以上	14日 / 月	3 / 4日×週4回×4.3週 + 2日
1か月あたり15日以上	1か月あたり15日以上31日以下で、市長が必要と認めた日数	

ただし、1か月あたり15日以上の利用は、やむを得ない理由について、介護者の状況が判断できる診断書があるなど、14日を超える理由が明確な場合に限る。

別表第2（第11条関係）

障害支援区分	利用に要する費用（障害者）			送迎費用（利用の場合のみ）	利用者負担
	4時間以下	4時間を超えて8時間以下	8時間を超える		
区分1	1,230円	2,460円	3,690円	片道1,860円	左記にかかる費用の1割。ただし、総合支援法に規定する障害福祉サービスにおける利用者負担上限月額と同額を負担上限とする。 総合支援法に規
区分2	1,230円	2,460円	3,690円		
区分3	1,410円	2,820円	4,220円		
区分4	1,570円	3,130円	4,700円		
区分5	1,900円	3,790円	5,690円		
区分6	2,230円	4,460円	6,690円		
低所得世帯に対する食事提供時加算	480円	480円	480円		
利用に要する費用（障害児）					
区分1	1,230円	2,460円	3,690円		

区分 2	1,490円	2,980円	4,460円	定する障害福祉サービスにおける食事提供体制加算対象者に該当する者は、加算を設ける。
区分 3	1,900円	3,790円	5,690円	
低所得世帯に対する食事提供時加算	480円	480円	480円	

指定事業者の属する所在地が市外で、かつ総合支援法の介護給付費の居宅介護事業に基づく級地区分が異なる場合は、上記の費用に当該級区分による率を乗じるものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 8 条関係）

様式第 8 号（第 9 条関係）

様式第 9 号（第 10 条関係）

様式第 10 号（第 13 条関係）